

平成30年度事業計画

項 目	内 容	備 考
事業活動	【電話・面接相談】 ○ 電話相談 事件、事故の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）からの電話相談を行う。 ※ 専用電話 0120-43-0874 ・ 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 （祝祭日、年末年始を除く）	随時
	○ 面接相談 面接相談を希望し又は電話相談の結果、面接相談が必要と認められる被害者等に対して、支援センター又は西部相談所等において面接相談を行う。 ・ 支援センター（県庁西町分庁舎2階） 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 （祝祭日、年末年始を除く） ・ 西部相談所（鳥取県西部福祉保健局会議棟） 毎週月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の週4回 午前10時～午後4時（祝祭日、年末年始を除く）	随時
	○ カウンセリング及び医療的措置の支援 ・ カウンセリング及び医療的措置が必要とされる被害者等のために、専門家（精神科等の医師、臨床心理士等）の紹介を行う。 ・ 臨床心理士による面接相談 毎週火曜日の午前中に臨床心理士が西部相談所に常駐して面接相談を行う。	必要に応じて
	○ 法的救済支援 法的救済が必要であり、法律専門家による相談が必要と認められる被害者等に対して、協力弁護士や法テラスの紹介を行う。	必要に応じて
	○ 犯罪被害者等給付金の申請補助 遺族給付金及び重傷病給付金、障害給付金の申請の補助及びこれに付随する活動を行う。	必要に応じて
	○ 役務の提供等 被害者等の要望に応じて病院、警察署、検察庁、裁判所等への付き添いなどの直接的支援を行う。	必要に応じて
	○ 被害者緊急支援金支給事業の利用 被害者等が事件、事故に起因して経済的な負担を強いられる実情を踏まえ、犯罪被害者支援の全国組織「全国犯罪被害者支援ネットワーク」が緊急的に支援金を支給する事業の利用手続き等を行う。	必要に応じて
	○ 緊急避難場所の提供 事件、事故により住居等に居住することが適当でないと認	必要に応じて

<p>められる被害者等に対し、緊急避難場所として一時的にホテル等宿泊施設の提供を行う。</p>	
<p>○ 物品の供与又は貸与 被害者等の要望及び必要に応じて、防犯ブザー、催涙スプレー又は着替え用衣服等を供与又は貸与する。</p>	<p>必要に応じて</p>
<p>【自助グループに対する支援】 ○ 被害者等の自助グループ「なごみの会」の活動の助言及び定例集会場所の提供を行う。</p> <p>○ 「なごみの会」が主催する「いのちのパネル展」の展示等の支援を行う。</p>	<p>毎月1回程度</p> <p>随時</p>
<p>【広報啓発活動】 ○ 多くの県民に被害者等の現状と被害者支援の必要性を訴えるため、被害者等による講演会と10周年記念フォーラムを開催する。</p> <p>○ 10周年を記念した「記念誌」を発行する。</p> <p>○ 広報啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、会合等あらゆる機会を利用し配布する。</p> <p>○ 機関紙「センターだより」の発行やHPを利用し、支援センターの活動状況等を紹介する。</p> <p>○ 内閣府が主唱する「犯罪被害者週間（11/25～12/1）」のキャンペーンにあわせ、街頭広報活動を行う。</p> <p>○ 被害者支援募金箱の設置か所（H29、12月末現在、111台）を増やす等支援の協力を広く呼びかける。</p> <p>○ 平成22年4月から、「(株)戸信」外の民間業者の協力により「被害者支援自動販売機」（H29、12月末現在、38台）を設置しており、更に設置場所・台数を増やす等支援の協力を広く呼びかける。</p> <p>○ 各機関・団体が行う人権学習会等の講演依頼について、積極的に出かけ、被害者等の現状や支援の必要性を県民に訴える。</p> <p>○ 「命の大切さを学ぶ教室」の開催 被害者等が講師となって中・高校生に直接その思いを語りかけることによって、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの気運を醸成することを目的として、県内の中学・高校で開催する。</p> <p>○ ラジオ等メディアを利用した宣伝活動を行う。</p>	<p>被害者支援を考える講演会～9月上中旬 鳥取県被害者支援10周年記念フォーラム～11月27日</p> <p>随時</p> <p>「センターだより」～年2回発行 HP～随時更新 週間中</p> <p>随時</p> <p>販売本数、販売額等に応じた寄付</p> <p>随時</p> <p>12校予定</p> <p>行事等に応じて</p>
<p>【支援活動員（被害者支援ボランティア）の養成、研修】 ○ 被害者支援ボランティアを募集し、被害者等に対して適切な支援活動ができるよう必要な知識、技術を習得するための</p>	<p>5月～9月</p>

	<p>養成講座を行う。(全8回、24時間)</p> <p>○ 活動中の支援活動員に対し、定期的或いは随時に継続研修を行う。</p> <p>○ 継続研修受講者の更なるスキルアップを図るため、県外研修への積極的な参加を推進する。</p> <hr/> <p>【関係機関・団体等との連携による支援】</p> <p>○ 「全国被害者支援ネットワーク」が主催する研修会、フォーラム等に支援活動員も含めて、積極的に参加しスキルアップを図るとともに、全国の被害者支援団体との連携を図る。</p> <p>○ 犯罪被害者支援関係機関との情報交換を行い、一層の連携強化を図る。</p> <p>○ 被害者等の様々なニーズに的確に対応するため、人権、医療、福祉、法律等の専門機関等と緊密な連携を行う。</p>	<p>継続研修2ヶ月に1回など 兵庫こころのケアセンター基礎研修会等</p> <p>全国：10月上旬 中四国：年2回 島根：H30. 8月下旬 徳島：H31. 1月下旬</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
<p>そ の 他</p>	<p>○ 財政支援基盤強化の活動推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賛助会員の募集 ・ 寄付金付き自動販売機、募金箱の設置 ・ ホンデリング ・ 幸せの黄色いレシートキャンペーン ・ つかいみちを選べる募金助成事業 <p>○ 支援車両の効果的な活用</p>	<p>随時 随時 随時 毎月11日 1月1日～3月31日</p> <p>随時</p>